特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定保人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳の交付に関する事務を実施するに当たり、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努めるものとし、これを利用し、又は保管する際には担当者以外の者によるチェック体制を構築するなど、取扱いに関しては十分配慮するものとします。また、申請書を福岡県に送付する際は、送付先の誤りがないよう十分確認した上で送付する。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和1年6月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務						
②事務の概要	ア 事務の説明 身体障がい者手帳の交付対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付申請の受理 ・身体障害者手帳の交付 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・他の都道府県内に居住地を移したときの届出 ・他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・身体障害者手帳の再交付 ・身体障害者手帳の再交付						
③システムの名称	・Acrocity福祉共通 ・Acrocity福祉 心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
心身障害者台帳							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の11の項 【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第4条、第8条、第9条、第10条、第12条 身体障害者福祉法施行党第4条、第8条、第5条、第7条、第8条						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施しない] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉部福祉課						
②所属長の役職名	福祉課長						
6. 他の評価実施機関							

7.	特定値丿	(情報の	開示"語	止•利	用停」	上請來

請求先

総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

健康福祉部福祉課しょうがい者福祉係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 連絡先 電話番号: 0943-23-1111 メールアドレス: fukushi@city.yame.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和1年5月31日 時点							
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和1年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	8発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている。			

変更箇所

《 文文色》							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
令和1年6月21日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後			
令和1年6月21日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例(案) (当該事務に関しては、番号法別表第2中に規 定されていないため、条例で規定する予定)	(削除)	事後	情報提供ネットワークシステム に接続しないため。		
令和1年6月21日	様式変更に伴い全面改訂			事後			